

2023年4月20日

各 位

会 社 名 ベースフード株式会社 代表者名 代表 取締役 橋本 舜 (コード番号:2936 東証グロース市場)

問合せ先 取 締 役 山本陽介

(TEL:03-6416-8905)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月30日開催予定の第7回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 目的事項の変更

今後の事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を 追加するものであります。

(2) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(2021年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

株主総会の開催方式の選択肢を拡充することは、居住地にかかわらず多くの株主様が参加しやすくなることで株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また各種感染症や大規模自然災害発生時等の企業のリスクマネジメントに資することから、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項を変更し、これに伴う項数の変更を行うものであります。

なお、本提案は、株主総会の活性化・効率化・円滑化に資するものであり、当社と株主様との間の有意義な対話を妨げるものではないと判断しており、本議案が承認可決された場合には、株主様との十分な対話の確保を前提に、株主総会の開催方法を機動的かつ柔軟に決定してまいります。

また、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2023年5月30日(予定)
- (2) 定款変更の効力発生日 2023年5月30日(予定)

以上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 4 (現行どおり) 5 (現行どおり) 5 (現行どおり) 6 全庫業 (新設) 6 全庫業 (新設) 6 全庫業 (新設) 7 (投行どおり) 6 生記に附帯関連する一切の事業 8 先端技術等を活用した変革サービスその他の事業 9 (現行どおり) 6 (株主総会の招集及び議長) 第 12 条 当会社の必要がある場合に随時これを招集する。 (新設) 2 (現行どおり) 6 (現行どおり) 7 (株主総会の招集及び議長) 8 (現行どおり) 7 (株主総会の招集及び議長) 8 (現行どおり) 8 (現代は、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めの定めれば、 現所の定めれば、 現代は、 現所の定めれば、 現所の定めれば、 現所の定めれば、 現所の定めれば、 現所の定めれば、 現代がおり 8 (現行どおり) 8 (現代どおり) 8 (現代とおりとは、 現代とおりませがより 8 (現代とおり) 8 (現代とどもはりはりはりはどもはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはりはり				(下線部分は変更箇所を示しております。)		
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他のSDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (大部設) (大部の) (大部設) (大部設) (大部設) (大部設) (大部設) (大部設) (大部投入の必要が表し、一次ではおり) (大部設) (大部設) (大部設) (大部投入の必要が表し、一次ではおり) (株主総会の招集及び議長) 第12条 (現行どおり) (株主総会の名集及び議長) 第12条 (現行どおり)		現行定款		変更案		
る。 1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(目的)		(目的)			
1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とす	第2条	当会社は、次の事業を営むことを目的とす		
1 食品の製造・販売 2 ヘルスケア関連事業 3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		る。		る。		
2 ヘルスケア関連事業 2 (現行どおり) 3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 (現行どおり) 4 飲食業 (現行どおり) 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 6 上記に附帯関連する一切の事業 (新設) (新設) 6 上記に附帯関連する一切の事業 (株主総会の招集及び議長) (現行どおり) 6 上記に附帯関連する一切の事業 (現行どおり) (株主総会の招集及び議長) 7 の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (現行どおり) (株主総会の招集及び議長) 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 (現行どおり)	1	-	1	-		
3 気候変動対策その他の SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	2			te it it is		
Development Goals:持続可能な開発目標 関連事業			3			
標)関連事業 4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	O .	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	O O			
4 飲食業 5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)		•				
5 貸スペースの運営・管理 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	1	****	1	(租行どおり)		
(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	_					
(新設)				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(新設)			7			
(新設) 8 先端技術等を活用した変革サービスその他の事業 (株主総会の招集及び議長) 9 (現行どおり) (株主総会の招集及び議長) (株主総会の招集及び議長) 第12条 の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (新設) 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 3 (現行どおり) (現行どおり)		(1/11/2)	<u> </u>			
6 上記に附帯関連する一切の事業 9 (現行どおり) (株主総会の招集及び議長) (株主総会の招集及び議長) 第12条 第12条 (現行どおり) の事業 9 (株主総会の招集及び議長) 第12条 第12条 (現行どおり) (新設) 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 3 (現行どおり) 3 (現行どおり) 3		(新型)	Q			
 6 上記に附帯関連する一切の事業 9 (現行どおり) (株主総会の招集及び議長) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (新設) 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長 		(A)(EX)	<u> </u>			
(株主総会の招集及び議長) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 (新設) 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長	6	ト記に附集関連する一切の事業	0			
第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日 の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主 総会はその必要がある場合に随時これを招 集する。	<u>0</u>	工品に附布関連する一切の事業	<u>9</u>	(死1) こわり)		
第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日 の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主 総会はその必要がある場合に随時これを招 集する。	(批子纵人の初年五元詳長)		(#生	公今の切集及び業長)		
の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主 総会はその必要がある場合に随時これを招 集する。						
総会はその必要がある場合に随時これを招集する。	第12 宋		第12 宋	(先1)とわり)		
集する。						
(新設)						
主総会とすることができる。 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長						
2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長 3 (現行どおり)		(新設)	<u>2</u>			
を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長						
が招集し、議長となる。取締役社長に事故 があるときは、あらかじめ取締役会で定め た順序により、他の取締役が招集し、議長	2		3	(現行どおり)		
があるときは、あらかじめ取締役会で定め た順序により、他の取締役が招集し、議長						
た順序により、他の取締役が招集し、議長						
		があるときは、あらかじめ取締役会で定め				
となる。		た順序により、他の取締役が招集し、議長				
		となる。				